

パートナーシップ宣誓制度

手続きガイドブック

大磯町

目次

- 1 パートナーシップ宣誓制度とは
- 2 宣誓することができる方
- 3 宣誓時に必要なもの
- 4 パートナーシップ宣誓の流れ
- 5 宣誓後について

1 パートナーシップ宣誓制度とは

大磯町は、性別や国籍、年齢、障がいの有無に関わらず誰もがその人権を尊重され、多様性を認め合いながら、能力を発揮し、個性を伸ばし、自由な生き方を選択できるまちの実現を目指しています。

その一環として、令和4年4月から「大磯町パートナーシップ宣誓制度」をはじめます。

大磯町のパートナーシップの定義は、同性・異性を問わず、「互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係」とします。

この制度は、誰もが生きやすい大磯町を目指し制定するもので、生きづらさや困りごとを抱えている方々の負担の軽減や性の多様性を尊重するもので、法律上の効果が生じるものではありません。大磯町が、お二人の関係を尊重し、寄り添っていくことができると考え制定するものです。

この制度により、様々な性に対する理解や様々な家族の在り方への理解が進むことを期待しています。

2 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人とも次の要件を全て満たしている必要があります。

(1) 成年に達していること

満 18 歳以上の方（民法改正により、2022 年 4 月 1 日から適用）

(2) 大磯町に住民登録があること

お二人とも町内に住所を有していること。または、一方の方が町内に住所を有し、他方の方が 3 か月以内に転入予定であること。

なお、3 か月以内に転入届がない場合は、宣誓を無効にし、交付番号を公表します。

(3) 現に婚姻をしていないこと（配偶者がいないこと）

戸籍抄本、独身証明書等の書類で確認します。

(4) 宣誓をする相手以外の方とパートナーシップ又は内縁関係がないこと

既に宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体でパートナーシップ宣誓等を行っている方は宣誓できません。

※他の自治体でパートナーシップに関する証明の返還や解消手続きをされている方は除きます。

※海外でパートナーシップ宣誓制度を利用されている方は、(1)～(3)の要件を満たす場合には宣誓をすることができます。

(5) 民法に規定する婚姻をすることができない続柄（近親者など）でないこと

- ・直系血族又は三親等内の傍系血族（民法第 734 条）
→祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪 等
- ・直系姻族（民法第 735 条）
→配偶者の父母・祖父母・子・孫・子の配偶者 等
- ・養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属（民法第 736 条）

※パートナーシップ宣誓予定のお二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後は宣誓をすることができます。

3 宣誓時に必要なもの

(1) 本人確認ができる書類

- ・お二人の分をご用意ください。

(注意) 有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。

1種類の提示で足りるもの (A)	2種類以上の提示が必要なもの (B)
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 ・国、地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真付き) 	<p>※組み合わせは、下記の(イ+ロ)又は(イ+イ)の2点 ※(ロ+ロ)は不可</p> <p>(イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード(顔写真なし) ・健康保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・年金証書 <p>(ロ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が発行した顔写真付き身分証明書 ・顔写真付き学生証 ・国、地方公共団体の期間が発行した顔写真付きの資格証明書

(2) 現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍抄本等)

- ・宣誓日以前1か月以内に交付されたものに限ります。
- ・お一人1通ずつの提出をお願いします。
※戸籍抄本等は、本籍地の市区町村で取得できます。
- ・外国籍の方は、本国の大使館等公的機関が発行する「独身証明書」等、海外でパートナーとの婚姻を成立させた場合は「婚姻証明書」に日本語訳を添付してください。

(3) 住民票の写し

- ・宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限ります。
- ・お一人1通ずつの提出をお願いします。ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたものを1通で構いません。
- ・本籍、世帯主の氏名、続柄、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。
- ・手続きに必要な証明書の交付に係る費用は御本人負担です。
- ・通称名の使用を希望される場合は、通称名を日常生活で使用していることが確認できる書類(顔写真付きの社員証、住所が記載された郵便物など)

4 パートナーシップ宣誓の流れ

【事前準備】

(1) 宣誓日の事前予約

- ・宣誓を希望される日の原則一週間前（土・日・祝日・年末年始を除く）までに電話、メール、FAXのいずれかの方法で予約をしてください。

※予約は、宣誓希望日の2か月前から宣誓日の1週間前まで受け付けます。

- ・宣誓日時、必要書類等の調整・確認の御連絡をします。
- ・宣誓日時は状況により御希望に添えない場合があります。

※宣誓ができる時間

平日（年末年始を除く）午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

【予約連絡先】

大磯町役場町民福祉部町民課町民協働係 パートナーシップ宣誓制度担当

電話：0463-61-4100 内線 236・237・267

⇒受付時間：平日 午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

メール：chiiki@town.oiso.kanagawa.jp

※メールまたはFAXで予約申し込みをされる場合のお願い

- ①タイトルを「パートナーシップ宣誓日予約希望」としてください。
- ②宣誓希望日・時間（来庁する時間）を第3希望まで記載してください。
（例：第1希望 令和4年4月12日（火）午前10時、第2希望・・・）
- ③宣誓されるお二人の氏名とふりがな
☆通称名の場合は、戸籍上の氏名も合わせて御記入ください。
- ④代表者の日中の連絡先電話番号
☆宣誓日時の確定など町から御連絡します。
平日の日中に御連絡がつく電話番号を御指定ください。

(2) 宣誓日までに必要な書類（3ページ参照）を御準備ください。

- ・書類不備、不足の場合、宣誓ができない場合があります。御注意ください。

【宣誓日当日】 ※宣誓証明書の交付には時間がかかります。予め御了承ください。

(1) 予約した日時に、必要な書類（P. 3参照）を御持参いただき、必ずお二人で指定の場所にお越しください。

(2) 宣誓日当日に、町職員の面前で宣誓書（町が用意します。）に自署をいただき、提出をしていただきます。

(3) 町職員が宣誓要件確認及び本人確認を行います。

※宣誓要件を満たさない場合は宣誓できません。

※提出書類に不足や不備がある場合、宣誓日を延期する場合があります。

(4) パートナーシップ宣誓証明書の交付

- ・書類の不備等がなければ、原則即日交付します。

5 宣誓後について

再交付・返還等の場合も、宣誓時と同様に、事前に電話・メール・FAXのいずれかで御予約ください。

(1) 転入予定で宣誓をされた方の転入後の手続き

- ・転入予定で宣誓をされた方は、宣誓日から3か月以内に転入手続きをし、町内に転入したことを確認できる住民票の写しを提出してください。
- ・併せて、「(2) 宣誓証明書の再交付」(住所変更)も申請してください。

(2) 証明書の再交付

- ・宣誓証明書を紛失、棄損、著しく汚損した場合、または氏名(通称名を含む)、住所の変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書」により、宣誓証明書の再交付を申請することができます。
- ・本人またはパートナーが手続きにお越しくください。
(代理の方による手続きは出来ません。)

※再交付申請時に必要なもの

- ①手続きに来られた方の本人確認書類(3ページ参照)
- ②パートナーシップ宣誓証明書(紛失した場合を除く)
- ③氏名または住所の変更が確認できる住民票の写し、変更後の通称名が記載された郵便物等

(3) 証明書の返還

次の場合、パートナーシップ宣誓証明書を返還する必要があります。

- ①当事者の意思により、パートナーシップが解消された場合
- ②一方または双方が町外に転出した場合
(転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に町外に異動される場合は、事前に御相談ください。)
- ③死亡された場合
- ④宣誓が無効となった場合
- ⑤宣誓の要件に該当しなくなった場合

※返還届出時に必要なもの

- ①手続きに来られた方の本人確認書類(3ページ参照)
- ②お二人分のパートナーシップ宣誓証明書(紛失した場合を除く)

6 よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度は、どう違うのですか？

A1 婚姻は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、大磯町が行うパートナーシップ宣誓制度は、町が独自で要綱に基づき実施するもので、法律上の効力はありません。また、戸籍や住民票記載が変わることもありません。

Q2 法律上の権利や義務が発生しないのに、実施する理由は？

A2 当事者のお二人が、人生のパートナーとして相互に助け合いながら継続的な共同生活を行うことを約束したお二人の悩みや生きづらさに寄り添い、自分らしく生活することができる地域社会の実現を目指します。

Q3 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか？

A3 同性同士だけのパートナーシップ制度では、トランスジェンダーなど戸籍上は「異性」のカップルが利用できないことから、「異性」カップルも対象とします。

性的マイノリティだけではなく、様々な事由により婚姻をしていないことにより、生きづらさを抱えている事実婚のカップルも利用できる制度とします。

Q4 養子縁組をしています、申請できますか？

A4 宣誓をされるお二人が、養親と養子の関係にある場合は、宣誓することができません。ただし、養子縁組解消後は、宣誓をすることができます。

Q5 共同生活を条件としていますが、同居していないと宣誓できないのですか？

A5 同居しているか、同居の予定があることを前提としています。ただし、転勤や親族の介護・看護などで一時的に同居していない状態となる場合は、例外として制度の対象者としてします。

Q6 一方は町内在住を要件としていますが、転入予定者同士は対象外なのですか？

A6 宣誓する方の一方が町内在住であることを条件とし、また、もう一方も転入を予定されていることが宣誓時の条件となります。自分らしく暮らすことができる地域社会づくりを目指していることから、まずはお二人の内のいずれかが、町内在住の方を対象とします。